

島本町新体育館等整備事業
実施方針

令和8年4月1日

島本町

目次

1 事業の概要	1
(1) 事業の名称	1
(2) 事業の対象となる公共施設	1
(3) 公共施設の管理者	1
(4) 事業の目的	1
(5) 施設の整備方針	2
(6) 事業の内容	3
(7) 法令等の遵守	3
2 事業者の募集に関する事項	4
(1) 事業者の募集の手順	4
(2) 応募者の備えるべき参加資格要件等	5
3 事業者の選定に関する事項	9
(1) 事業者の選定方法	9
(2) 審査及び選定に関する事項	9
4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
(1) 基本的考え方	11
(2) 提供されるサービス水準及び仕様	11
(3) 予想されるリスクと責任分担	11
(4) リスクが顕在化した場合の費用負担方法	11
5 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
(1) 公共施設の立地に関する事項	12
(2) 施設の規模	12
6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
7 その他事業の実施に関し必要な事項	14
(1) 町議会の議決	14
(2) 情報提供	14
(3) 応募に伴う費用負担	14
(4) 実施方針に関する問合せ先	14

1 事業の概要

(1) 事業の名称

島本町新体育館等整備事業

(2) 事業の対象となる公共施設

島本町新体育館等整備事業（以下「本事業」という。）で対象とする施設は、体育館、屋内プール及び付帯施設（以下「本施設」という。）とする。

(3) 公共施設の管理者

島本町長 山田紘平

(4) 事業の目的

島本町（以下「町」という。）が設置・運営する町立体育館は、昭和56年の開設以来、多くの住民から、スポーツ活動の拠点、そして体力づくりや健康づくりの場として親しまれてきた。

しかしながら、平成28年度に実施した耐震診断の結果、第1体育室が耐震性能を満たしていないことが判明するとともに、用地が借地であることや、施設・設備ともに老朽化が進行していることなど、様々な課題を抱えている。

また、小中学校プールについては、町内に4つの小学校と2つの中学校があり、いずれの施設にも屋外プールが設置されているが、各プールは建設後、約30～50年が経過しており、大規模改修工事を実施していない4校のプールでは、プール槽やろ過装置等の老朽化が顕著にみられる。

また、近年の猛暑によるプール授業の中止への対策とともに、国から求められている教員の働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方についても早急な検討が必要となっている。

さらに、住民の方に惜しまれつつも施設の老朽化などの問題により、平成26年に町立プールを廃止しているため、住民が利用できるプールが町内には民間も含めて、現在1箇所もない状況となっている。

上記のような課題を踏まえ、町立体育館の諸課題を解決し、住民の安全性確保や、学校プールを集約化し、授業時以外は住民が年中利用できる屋内プールの整備が求められている。

このことから、令和7年3月に策定した「島本町新体育館等整備基本計画」に基づき、水無瀬川緑地公園内に効率的かつ効果的に民間の発想力と優れたノウハウを最大限活用し、民間からの提案を基に整備できる設計施工一括発注（デザインビルド／Design Build：DB）方式（以下「DB方式」という。）によって本施設を整備することを目的とする。

(5) 施設の整備方針

ア 基本コンセプト

町が掲げる、「いつでも、どこでも、だれでも」を基本とした、スポーツに親しむことができるまちづくりの実現に向けて、新体育館等の基本コンセプトを次のように設定する。

誰もがいきいき輝けるスポーツ・ウェルネス拠点

イ 基本方針

新体育館等の計画及び整備は次の基本方針に基づいて行うものとする。

1 住民の誰もが訪れやすく、気軽にスポーツに親しむことができる施設

- 子どもから大人まで、多世代が気軽にスポーツに親しむことができる施設を整備します。
- ユニバーサルデザインやインクルーシブの観点を踏まえ、誰もが利用しやすい施設を整備します。

2 ライフステージに応じた体力づくり・健康づくりができる施設

- ライフステージ、体力や生活リズムに応じて、体力づくり・健康づくりができる施設を整備します。
- 児童・生徒が安全・安心に利用でき、授業時間外は住民が活用できる屋内プールを整備します。

3 水無瀬川緑地公園と一体となって住民が集い交流の場となる施設

- 水無瀬川緑地公園と連携して相互利用が可能な施設を整備します。
- 住民があつまりともに活動し、つながりを感じられる交流の場を整備します。

4 地球環境や周辺景観に配慮した施設

- 省エネルギー機器の導入や自然エネルギーの活用など、地球環境に配慮した施設を整備します。
- 水無瀬川緑地公園の自然や近隣の住環境を考慮し、周辺景観に配慮した施設を整備します。

5 災害発生時でも安全・安心で地域の防災拠点となる施設

- 広域避難地である水無瀬川緑地公園と併せて、災害発生時でも安全・安心で地域の防災拠点となる施設を整備します。

6 将来にわたり経済性に配慮した施設

- 日常的な保守管理のしやすさに配慮するとともに、長期的な利用を見据えた施設づくりにより、将来的な修繕・更新に対応できる経済性・効率性に優れた施設を整備します。
- 将来にわたり、効果的で効率的な事務サービスの提供が可能な施設を整備します。

(6) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、DB方式により実施することで、効率的かつ効果的に民間の発想力と優れたノウハウを最大限活用し、水無瀬川緑地公園内に本施設の整備を図るものとする。

イ 契約の形態

町は、本施設の設計・建設業務等を一括で請け負わせるために、優先交渉権者を選定事業者（以下「事業者」という。）として、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約に係る手続きを開始し、町議会の議決を経て契約を行うものとする。なお、協議後には、事業者はあらためて見積書を提出するものとする。

ウ 整備期間

設計・建設期間：契約締結日の翌日～令和11年11月末日（予定）

エ 事業の対象となる業務範囲

事業者が実施する業務は、次のとおりとする。

- ・設計業務
- ・工事監理業務
- ・建設業務
- ・その他本施設の設計・建設上必要な業務

オ 事業者の収入

町は、本事業の業務に係る対価について、設計施工一括契約に基づき、事業者に支払う。

(7) 法令等の遵守

町及び事業者は、本事業を実施するにあたり、必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

2 事業者の募集に関する事項

(1) 事業者の募集の手順

ア 事業者の募集スケジュール

事業者の募集スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和8年4月1日（水）	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和8年4月16日（木）	実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書の提出期限
令和8年6月	プロポーザル公告
令和8年7月	募集要項等に関する質問の受付、質問の回答
令和8年8月	参加資格審査の受付、参加資格審査結果の通知
令和8年10月	提案書類の受付
令和8年12月	優先交渉権者の決定
令和9年1、2月	設計施工一括契約（仮契約）の締結
令和9年3月	設計施工一括契約（本契約）の締結

イ 参考資料の貸与

町は、要求水準書（案）の資料一覧のうち、「資料2 都市公園台帳」、「資料3 地盤調査報告書」、「資料4 島本町運動緑地公園整備工事図面」、「資料12 島本町営山崎住宅建設工事竣工図（抜粋）」について、本事業への応募を検討する者に貸与する。資料はCDで貸与するものとし、希望者は7（4）の問合せ先に事前に連絡したうえで、第2号様式を持参し訪問すること。

受付期間：令和8年4月2日（木）午前9時から

令和8年4月16日（木）午後4時まで（土日除く）

ウ 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見を次のとおり受け付ける。

なお、町は、当該意見も踏まえた上で、募集要項等の内容を検討することとし、当該意見に対する回答を町より行うものではない。

受付期間：令和8年4月16日（木）午後4時まで

提出方法：添付の第1号様式に記入の上、当該データを下記の専用フォームに提出すること。なお、本件に関しては、来庁による窓口対応、電話その他の方法による対応は行わない。

専用フォーム：<https://logoform.jp/form/8bKw/1490705>

(2) 応募者の備えるべき参加資格要件等

ア 応募者の構成等

(ア) 応募者は、施設の設計及び工事監理を行う者（以下「設計企業」という。）、施設の建設を行う者（以下「建設企業」という。）で構成されるものとし、以下に示すいずれかの構成で参加するものとする。なお、設計企業のうち、施設の設計と工事監理を行う者を別とすることはできない。

a 単体企業

b 設計企業と建設企業の各1社で構成するグループ

(イ) 応募者の代表者（以下「代表企業」という。）は建設企業とし、必ず代表企業が参加手続きを行うこと。

(ウ) 参加表明書提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行うものとする。

(エ) 応募者の構成員（参加表明書提出以降、町がやむを得ない事情と認めた場合、並びに参加資格を失った場合等により応募者から脱退した構成員を含む。）は、他の応募者の構成員になることはできない。

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、参加表明書の提出時において、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(ア) 設計企業の要件

a 島本町財務規則第107条（平成11年島本町規則第12号）に規定する令和8・9・10年度指名競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録された者であること。

b 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしている者であること。

c 平成23年度以降、元請（共同企業体は代表者）として、国、地方公共団体又は独立行政法人（※1、以下同様）が発注した、次の①及び②の設計業務を完了した実績を有していること。なお、①の一部に②を含む場合は、当該実績をもって①及び②の両方の実績を満たすものとする。また、本業務における設計業務とは新築、改築又は増築工事にかかる基本設計又は実施設計業務とする。ただし、増築工事にかかる設計業務については、増築部分の延べ面積を実績の対象とする。

①延べ面積2,000㎡以上の体育館、アリーナ、又はこれらに類する屋内運動施設（多目的運動施設等）

②屋内プール施設

※1 法人税法別表第一独立行政法人の項の規定

(イ) 建設企業の要件

a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

b 島本町財務規則第107条（平成11年島本町規則第12号）に規定する令和8・9・

10年度指名競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録された者で、建築一式工事を希望業種としていること。

- c 建築一式工事について、建設業法第27条の23の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（※有効な最新のもの）の総合評定値（P点）が1,120点以上であること。
- d 平成23年度以降に竣工した、元請（共同企業体は代表者）として、国、地方公共団体又は独立行政法人が発注した、次の①及び②の新築又は増築工事に係る建築一式工事の実績を有していること。構造は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。なお、①の一部に②を含む場合は、当該実績をもって①及び②の両方の実績を満たすものとする。また、増築工事の場合は、増築部分の延べ面積を実績の対象とする。

①延べ面積 2,000 m²以上の体育館、アリーナ、又はこれらに類する屋内運動施設（多目的運動施設等）

②屋内プール施設

ウ 配置技術者の要件

応募者は、参加表明書の提出時において、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす技術者を配置すること。

なお、参加表明書の提出日において、建設業務の配置技術者を特定できない場合は複数の者を届出することを認める。

(ア) 設計業務の技術者要件

- a 管理技術者、主任担当技術者（総合、電気設備、機械設備、構造、建築積算）を配置すること。
- b 管理技術者が主任担当技術者（総合）を兼ねることは認める。主任担当技術者（電気設備）と主任担当技術者（機械設備）の兼務は認める。
- c 管理技術者及び主任担当技術者（総合）は設計企業に所属し、かつ、参加表明書提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。その他の配置技術者は、設計企業又は再委託先に所属し、かつ、参加表明書提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。
- d 管理技術者及び主任担当技術者は以下のいずれかの資格を有すること。

管理技術者	一級建築士
主任担当技術者(総合)	一級建築士
主任担当技術者(電気設備)	一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士
主任担当技術者(機械設備)	一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士
主任担当技術者(構造)	一級建築士、構造設計一級建築士
主任担当技術者(建築積算)	—

(イ) 建設業務の技術者要件

- a 専任の監理技術者を代表企業から配置すること。監理技術者は参加表明書提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。
- b 専任の監理技術者は一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格者であり、建築

工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 5 項に規定する講習を修了した者を配置すること。

c 現場代理人を配置すること。現場代理人は建設企業に所属し、かつ、参加表明書提出期限以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があること。

d 監理技術者が現場代理人を兼ねることは認める。

(ウ) 工事監理業務の技術者要件

a 建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を配置すること。

b 設計業務の管理技術者が工事監理者を兼ねることは認める。

c 工事監理者は設計企業に所属し、かつ、参加表明書提出期限以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があること。

d 工事監理者は一級建築士の資格を有すること。

エ 技術者の変更

契約締結後に管理技術者、現場代理人及び監理技術者の変更は認めない。ただし、病休・死亡・退職等特別な事情により、その者を配置できない場合には、その者と同等の資格及び実績を有する者を選定し、町との協議の上、町が適当と判断する場合に限り、変更を認めることができるものとする。また、各主任担当技術者の変更は、その者と同等の資格及び実績を有する者を配置する場合に限り認めるものとする。

オ 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。

(イ) 資格審査受付日において、島本町建設工事請負業者指名停止要項に基づく指名停止等の期間中に該当する者。

(ウ) 島本町暴力団排除条例（平成 26 年島本町条例第 8 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者。

(エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている又は申立てをなされた事実がある者、並びに民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続の申立てをしている又は申立てをなされた事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定並びに再生計画認可の決定又は更生計画の認可の決定を受けていない者。

(オ) 代表者が同じ法人又は個人が、他の応募者の構成員となっている者。

(カ) 次のいずれかに該当している。

- ・ 国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納している。

- ・ 町に納付すべき町税を滞納している。

(キ) 町が本事業に係る事業者選定支援業務を委託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社と資本面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 25 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 25 を超える出資を行っている

者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

3 事業者の選定に関する事項

(1) 事業者の選定方法

本事業を実施する事業者には、本施設の設計及び建設等を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供が求められるものであり、事業者の広範かつ高度な能力やノウハウ等（設計技術力、建設技術力等）と事業実施における経済性とを総合的に評価する必要がある。

したがって、事業者の選定は、提案価格及び価格以外の要素（事業実施能力並びに設計及び建設能力等）を総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」により行う。

(2) 審査及び選定に関する事項

町は、次のとおり審査を行う。

ア 参加資格の審査・審査結果の通知

応募者の参加資格を募集要項に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を応募者全員に対して、参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

イ 提案書類等の審査

提案書類は、募集要項で定めた審査方法に基づき、審査委員会において書類審査及びヒアリング等による審査を実施し、提案内容及び提案価格を総合的に評価する。町は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

ウ 審査事項

審査事項は、募集要項に添付する優先交渉権者選定基準に示す。

エ 結果の通知及び公表

優先交渉権者の決定結果は、優先交渉権者決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、町ホームページにおいて公表する。

オ 著作権

提出物の著作権は、全て応募者が保有する。なお、町は、これを審査、議会、報道機関への情報提供及び町の広報媒体での掲載のために無償で使用するものとする。ただし、応募者が落札候補者に選定された場合、応募者固有のノウハウなど外部への報告に適さない情報を除いた提案概要書を提出させ、当該提案概要書を使用して議会等への報告を行うことで、著作権の取扱いに留意するものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

カ 特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

キ 情報公開について

提出された書類について、情報公開請求があった場合には、「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき公開の対象となるものとする。

4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、町と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い施設整備をめざすものである。事業実施にあたり、事業者が行うべき業務範囲・業務内容に係る諸リスクは事業者が負うことを原則とする。

この考え方に基づいて町の考える本事業の業務において発生するリスクの分類・分担を「別紙1 リスク分担表」に示す。なお、このリスク分類・分担は、今後、実施方針等に関する意見を踏まえ変更することがある。

(2) 提供されるサービス水準及び仕様

本事業の業務における仕様は、要求水準書において示す。

(3) 予想されるリスクと責任分担

町と事業者とのリスク分担は、原則「別紙1 リスク分担表」によることとする。

(4) リスクが顕在化した場合の費用負担方法

原則として、町又は事業者のいずれかが責任を負うとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が負担するものとする。

5 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 公共施設の立地に関する事項

公共施設の立地に関する事項は、次のとおりである。

計画地に関する位置図及び事業用地範囲は別紙2を参照のこと。

所在地	島本町山崎二丁目1-1、1-23、1-24、1-25の一部
公園名	水無瀬川緑地公園
公園種別（面積）	都市公園（約30,624㎡） ※都市公園内の既存施設の建築面積：325.44㎡
事業用地	事業用地①：6,016.48㎡ 事業用地②：3,707.04㎡ ※一部町営緑地公園住宅敷地含む
用途地域	準工業地域
建ぺい率	60%（島本町都市公園条例による建ぺい率の上限12%）
容積率	200%
防火地域	なし（法第22条地域）
高さ制限等	道路車線 適用距離：20m 勾配：1.5
	隣地斜線 立上り：31m、勾配：2.5
日影規制	なし
その他	景観計画区域 宅地造成工事規制区域 近郊緑地保全区域 スーパー堤防造成済区域

(2) 施設の規模

本施設の規模及び構成は、次のとおりとする。

室名		規模、利用方法等
施設構成	スポーツ機能	<ul style="list-style-type: none"> ・体育室1（35.0m×27.0m程度、スポーツ利用等） ・体育室2（14.0m×14.0m程度、武道利用等） ・その他必要な諸室
	体力づくり 健康づくり機能	<ul style="list-style-type: none"> ・体育室3（100㎡程度、軽運動等） ・トレーニングルーム ・一般用プール（25mコース×6レーン） ・幼児用プール ・ジャグジープール ・その他必要な諸室
	交流機能	・エントランスホール、休憩スペース、研修室
	防災機能	・備蓄倉庫、非常用発電機
	管理サービス機能	・事務室、救護室、トイレ、倉庫、各種機械室、廊下・階段等
	駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバス用駐車場：3台 ・搬入用駐車場 ・利用者用駐車場：110台以上 （車いす使用者用、ゆずりあい駐車場含む。） ・駐輪場：80台

6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、町と事業者は誠意をもって協議するものとする。

また、契約に関する紛争については、茨木簡易裁判所又は、大阪地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

7 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 町議会の議決

町は、契約の締結にあたっては、あらかじめ町議会の議決を経るものとする。

(2) 情報提供

町は、本事業に関する情報提供を、町ホームページを通じて適宜行うものとする。

(3) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 実施方針に関する問合せ先

島本町教育委員会事務局 教育こども部 生涯学習課

TEL：代表 075-961-5151 / 直通 075-962-6316

FAX：075-962-0611

Mail：syougai@shimamotocho.jp

別紙 1 : リスク分担表

○ : 主分担 △ : 従分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			町	事業者	
共通	応募	募集要項等の誤記及び提示漏れ等	○		
	応募費用	応募手続きに係る費用負担		○	
	契約締結	町の事由により契約が結べない等	○		
		上記以外の事由により契約が結べない等		○	
	資金調達	町において必要となる資金調達	○		
		事業者において必要とする資金調達		○	
	制度関連	法制度	本事業に直接関係する法制度の新設、変更、廃止等	○	
			上記以外の法制度の新設、変更、廃止等に関するもの		○
		税制度	事業者の利益に課せられる税制度の新設、変更、廃止等		○
			上記以外の税制度の新設、変更、廃止等	○	
	行政	契約に関する議会承認が得られない場合 ※	○	○	
		政策方針の変更による事業中止、費用の増大等	○		
	社会	近隣対応	本施設の設置に対する住民反対運動・訴訟等	○	
			事業者が実施する業務に起因して生じる近隣住民への対応		○
		環境保全	事業者が実施する業務に起因して生じる有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合		○
	第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して生じる事故等に対する賠償		○	
物価変動	インフレ・デフレに係る費用変動	○	△		
債務不履行	町の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行等	○			
	事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行等		○		
不可抗力	天災、暴動等による費用の増大等	○	△		
計画・設計	許認可	町の事由による許認可等の取得遅延	○		
		事業者の事由による許認可等の取得遅延		○	
	測量・調査	町が実施した測量・地質調査等	○		
		事業者が実施した測量・地質調査等		○	
設計変更	町の事由による設計変更	○			
	上記以外の事由によるもの		○		
建設	土地の沈下	町があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できない土地の沈下等	○		
		事業者が実施した設計・施工等によるもの		○	
	地中障害物	町があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できない地質障害・地中障害物等	○		
		上記以外の事由によるもの		○	
	建設着工遅延	町の事由による建設着工の遅延	○		
		上記以外の事由による建設着工の遅延		○	
	一般的損害	建設工事の目的物や材料等に関して生じた損害		○	
	建設費超過	町の事由による建設費の増大	○		
上記以外の事由による建設費の増大			○		
工事監理	工事監理に関するもの		○		
供用開始遅延	町に起因した建設工事遅延による供用開始の遅延	○			
	上記以外に起因した建設工事遅延による供用開始の遅延		○		

※契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

別紙 2 : 位置図



第1号様式 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書

令和 年 月 日

島本町長 宛

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書

島本町新体育館等整備事業に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者職氏名	
	電話	
	E-Mail	
提出意見数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	意見の内容
(例)	実施方針	1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	事業名称	
1										
2										
3										
4										
5										

※記載欄が足りない場合は、行の挿入やページの追加を行うこと。

令和 年 月 日

島本町長 宛

守秘義務の遵守に関する誓約書

事業者名 _____
所在地 _____
代表者名 _____ 印

(担当者連絡先)

所 属 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
E-Mail _____

当社は、このたび、島本町（以下「町」という。）が令和8年4月1日付けで公表した島本町新体育館等整備事業（以下「本事業」という。）に係る実施方針について、本事業への参画を検討すること（以下「本目的」という。）を目的に、要求水準書（案）の資料のうち守秘義務対象資料の提供を受けることを希望します。

なお、資料の提供を受けるに当たり、下記事項を遵守し秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、当社の代理人、補助者その他の者に守秘義務対象資料を開示したい場合、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を誓約させた場合に限り、本目的を達成するために必要な範囲および方法で、守秘義務対象資料の全部または一部を提供することができるものとします。また、当社は町から提供を受けた守秘義務対象資料を、当社の代理人、補助者その他の者に提供をした場合は、任意の様式により、提供日、提供先、提供先所在地、提供先担当者、提供先連絡先電話番号、提供した資料等について、速やかに町に報告します。

第2条（秘密の保持）

当社は、町から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定めるほか、第三者に提供しません。

第3条（善管義務）

当社は、町から提供を受けた守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを誓約します。

第4条（個人情報の取扱い）

町から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下、「法令等」という。）により町に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ法令等により町および当社に要求される程度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本目的検討の結果プロポーザル審査への参加に至らなかった場合および審査の結果受注候補者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、および第1条に基づいて当社から資料提供を受けた者が本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより町に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の破棄または消去）

当社が、町から守秘義務対象資料の提供を受けた後、契約に至らなかった場合、町から提供を受けた守秘義務対象資料は、第1条に基づいて当社から資料提供を受けた者に提供された資料およびこれらの写しも含めて全て速やかに破棄または消去することを約束します。また、守秘義務対象資料を破棄または消去した場合は、第1条に基づいて当社から資料提供を受けた者による廃棄または消去も含め、任意の様式により、実施日およびその手段等について、速やかに町に報告します。

第8条（定義）

本書において、特段に定める場合のほか、本書における用語の定義は、本事業の実施方針および要求水準書（案）の定めるところによることとします。